

令和 8 年 1 0 月 6 日
生活環境部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業者の許可取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 名称等 有限会社渡部組興業（法人番号 4 3 8 0 0 0 2 0 3 5 2 0 1）
取締役 渡部 政志
- (2) 住 所 福島県喜多方市松山町鳥見山字桜清水 6 1 3 番地 1

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（法第 1 4 条第 1 項）の取消し

3 処分の理由等

被処分者の役員（以下「役員」という。）は、令和 8 年 4 月 2 9 日に会津若松簡易裁判所から法違反の罪で罰金刑に処せられ、同日、刑が確定した。

このことにより、役員が法第 7 条第 5 項第 4 号ニ（罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者）となり、被処分者が法第 1 4 条第 5 項第 2 号ニ（法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの）に規定する同号イに該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。

4 処分年月日

令和 8 年 1 0 月 6 日